

## ○宇佐市小規模修繕契約希望者登録要綱

平成17年12月 1 日

要綱第74号

|    |                      |                     |
|----|----------------------|---------------------|
| 改正 | 平成22年 2 月15日要綱第 2 号  | 平成24年 2 月14日要綱第 2 号 |
|    | 平成25年12月26日要綱第16号    | 平成26年12月18日要綱第14号   |
|    | 平成30年11月19日要綱第15号    | 平成31年 4 月26日要綱第15号  |
|    | 令和 2 年12月10日要綱第42号   | 令和 3 年12月 6 日要綱第27号 |
|    | 令和 6 年 5 月27日要綱第 6 号 |                     |

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な修繕契約について、市の入札参加資格を有しない小規模な事業者を対象に登録制度を設けることにより、市内事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (小規模修繕契約)

第2条 市が発注する小規模な修繕契約（以下「小規模修繕契約」という。）とは、1 件の契約金額が50万円を超えない修繕のうち、内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であると認められるものをいう。

### (登録)

第3条 小規模修繕契約の事業者として登録を受けることができる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者
- (3) 納付すべき市税又は上水道料金（簡易水道を含む。）若しくは下水道使用料（農業集落排水及び特定環境保全公共下水道を含む。）を滞納している者
- (4) 宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成17年宇佐市告示第104号）に基づく競争入札参加資格を有する者
- (5) 宇佐市が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（令和 6 年宇佐市告示第230号）第 3 条に規定する入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体その他市の契約の相手方として不適当と認められる者

### (登録業種の範囲)

第4条 登録することのできる業種の範囲は、別表に定める修繕業種のうち 5 業種以内とする。

(申請)

第5条 小規模修繕契約の事業者として登録を受けようとする者は、宇佐市小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 法人

ア 登記事項証明書

イ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第2号)

ウ 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書(様式第7号)

(2) 個人

ア 住民票

イ 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書(様式第2号)

ウ 誓約書(様式第3号)

エ 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書(様式第7号)

2 前項に掲げるもののほか、市長は必要に応じ、登録しようとする事業者に対し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(申請の受付期間)

第6条 登録申請の受付期間は、平成の偶数年(以下「審査年」という。)における2月1日から2月末日までとする。ただし、当該期間内に申請できなかった者については、翌年(以下「中間年」という。)の2月1日から2月末日までとする。なお、審査年に申請を行い登録を認定された者については、その翌年(中間年)の2月1日から2月末日までに小規模修繕契約希望者登録継続申請書(以下「継続申請書」という。)(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 市税の滞納のない証明書

(2) 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書(様式第7号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(審査等)

第7条 市長は、第5条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、第3条各号に規定する登録できない者に該当すると認めたときは、当該申請書を提出した者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する小規模修繕契約の事業者として登録を受けることができる者に該当すると認めたときは、小規模修繕契約希望者登録名簿(様式第5号。以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

3 登録名簿に登録した者に対しては、審査結果の通知は行わないものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録名簿に登録された事業者（以下「小規模修繕事業者」という。）の資格の有効期間は、登録された日の属する年の4月1日から2年間とする。ただし、第6条ただし書に規定する者の資格の有効期間は、登録された日の属する年の4月1日から1年間とする。

(登録の変更等)

第9条 小規模修繕事業者は、次に掲げる登録事項に変更が生じたとき又は事業を廃止したときは、宇佐市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届（様式第6号）により届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は電話番号等を変更したとき。
- (2) 氏名若しくは法人名称又はその代表者を変更したとき。
- (3) 使用印鑑を変更したとき。
- (4) 希望業種を変更したとき。
- (5) 登録を辞退したいとき。
- (6) 廃業等により営業ができないとき。

(登録の取消し)

第10条 市長は、小規模修繕事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 倒産又は破産したとき。
- (3) 業務に関して不正又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 第6条の規定による継続申請書を提出しなかったとき。

(登録者の取扱い)

第11条 市長は、庁内に登録名簿の写しを配布することにより、小規模修繕契約に係る業者の選定に当たり、小規模修繕事業者に対して積極的に見積りの機会を与えるよう努めるものとする。この場合において、第3条第4号又は第5号に規定する競争入札参加有資格者からの選定を否定するものではない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日要綱第2号）

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成24年2月14日要綱第2号）

この要綱は、平成24年2月14日から施行する。

附 則（平成25年12月26日要綱第16号）

この要綱は、平成25年12月26日から施行する。

附 則（平成26年12月18日要綱第14号）

この要綱は、平成26年12月18日から施行する。

附 則（平成30年11月19日要綱第15号）

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

附 則（平成31年4月26日要綱第15号）

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則（令和2年12月10日要綱第42号）

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

附 則（令和3年12月7日要綱第27号）

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

附 則（令和6年5月27日要綱第6号）

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第4条関係)

【小規模修繕業種分類表】

| 区分               | 修繕業種  | 大分類<br>(コード) | 小分類<br>(コード)                                 | 主な修繕の内容                                                                                 |
|------------------|-------|--------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 建<br>築<br>関<br>係 | 屋根・金物 | 100          | 01<br>02<br>03<br>04<br>05<br>06<br>07<br>99 | 屋根の修繕<br>庇の取替え・修繕<br>雨樋の取替え・修繕<br>手摺の取替え修繕<br>門扉の修繕、フェンスの修繕<br>瓦の破損修繕<br>スレートの修繕<br>その他 |
|                  | 壁・防水  | 101          | 01<br>02<br>03<br>99                         | 外壁の修繕<br>屋上の防水修繕<br>ベランダの防水修繕<br>その他                                                    |
|                  | 鋼製建具  | 102          | 01<br>02<br>03<br>04<br>05<br>06<br>99       | 建具の修繕<br>ドアの取替え・修繕<br>扉の取替え・修繕<br>シャッターの修繕<br>網戸の張替え・修繕<br>サッシの取替え・修繕<br>その他            |
|                  | 木製建具  | 103          | 01<br>02<br>99                               | 家具の修繕<br>襖、障子の張替え・修繕<br>その他                                                             |
|                  | 内装    | 104          | 01<br>02<br>03<br>04<br>05<br>06<br>99       | じゅうたんの張替え<br>カーテンの修繕<br>ブラインドの修繕<br>天井の修繕<br>床の修繕<br>クロスの修繕<br>その他                      |
|                  | ガラス   | 105          | 01                                           | 破損ガラスの取替え・修繕                                                                            |
|                  | 畳     | 106          | 01                                           | 畳の修繕                                                                                    |
|                  | 錠鍵    | 107          | 01                                           | 鍵の取替え・修繕                                                                                |
|                  | 塗装    | 108          | 01                                           | 木部、鉄部の塗装                                                                                |
|                  | 大工    | 109          | 01                                           | 間仕切りなどの木部の修繕                                                                            |
|                  | 左官    | 110          | 01<br>02<br>03<br>04<br>05<br>06<br>99       | 土間の修繕<br>スロープの修繕<br>段差補修<br>玄関タイル補修<br>タイルの修繕<br>ブロックの積替え・修繕<br>その他                     |

| 区分                           | 修繕業種           | 大分類<br>(コード) | 小分類<br>(コード) | 主な修繕の内容       |
|------------------------------|----------------|--------------|--------------|---------------|
| 土 関<br>木 係                   | 土木             | 200          | 0 1          | 道路（側溝等）の修繕    |
|                              |                |              | 0 2          | 下水（マンホール等）の修繕 |
|                              |                |              | 9 9          | その他           |
| 設<br><br>備<br><br>関<br><br>係 | 電気設備           | 300          | 0 1          | 照明設備の球替え・修繕   |
|                              |                |              | 0 2          | 漏電の修繕         |
|                              |                |              | 0 3          | 電気配線の追加・修繕    |
|                              |                |              | 0 4          | 絶縁の修繕         |
|                              |                |              | 9 9          | その他           |
|                              | 空調設備           | 301          | 0 1          | 冷暖房設備の修繕      |
|                              |                |              | 0 2          | 排気・換気設備の修繕    |
|                              |                |              | 0 3          | エアコン室外機の修繕    |
|                              |                |              | 9 9          | その他           |
|                              | 給水・排水・<br>衛生設備 | 302          | 0 1          | 給水管の取替え・修繕    |
|                              |                |              | 0 2          | 水道蛇口の修理       |
|                              |                |              | 0 3          | 排水管の修繕        |
|                              |                |              | 0 4          | 便器の取替え・修繕     |
|                              |                |              | 9 9          | その他           |
|                              | 通信設備           | 303          | 0 1          | テレビアンテナ取替え・修理 |
|                              |                |              | 0 2          | 放送設備の修理       |
|                              |                |              | 0 3          | 電話の修繕、内線電話の修繕 |
|                              |                |              | 9 9          | その他           |
|                              | その他            | 400          | 9 9          | 上記以外の簡便な修繕（ ） |

※ 自動車の修繕を除く。

様式第 1 号（第 5 条関係）

宇佐市小規模修繕契約希望者登録申請書

年 月 日

（あて先）宇 佐 市 長

宇佐市が発注する小規模修繕について、登録を申請します。  
また、小規模修繕契約希望者登録名簿に登録された事項を一般に公開されることに同意します。

|         |          |       |         |
|---------|----------|-------|---------|
| 住所（所在地） | 〒<br>宇佐市 |       |         |
| ふ り が な |          |       | 申請印・使用印 |
| 商号又は名称  |          |       |         |
| ふ り が な |          |       |         |
| 代表者職氏名  |          |       |         |
| 電 話 番 号 |          | FAX番号 |         |
| 携 帯 電 話 |          |       |         |

※ 印鑑は、見積書や契約書等に使用することになるものです。法人の場合は、代表者印を使用してください。個人の場合は、実印や印鑑登録したものに限りませんが、ゴム等の印影が変形しやすい材料のものや、量販され同様の印影があるようなものは避けてください。

◎登録希望業種（５種別以内を記入してください。対応する小分類はいくつでも結構です。）

| 番号 | 修 繕 業 種      |           |  |  |  |  |  | 許可、免許又は登録が必要な場合はその種類名称等 |
|----|--------------|-----------|--|--|--|--|--|-------------------------|
|    | 大分類<br>(コード) | 小分類 (コード) |  |  |  |  |  |                         |
| 1  |              |           |  |  |  |  |  |                         |
|    |              |           |  |  |  |  |  |                         |
| 2  |              |           |  |  |  |  |  |                         |
|    |              |           |  |  |  |  |  |                         |
| 3  |              |           |  |  |  |  |  |                         |
|    |              |           |  |  |  |  |  |                         |
| 4  |              |           |  |  |  |  |  |                         |
|    |              |           |  |  |  |  |  |                         |
| 5  |              |           |  |  |  |  |  |                         |
|    |              |           |  |  |  |  |  |                         |

※ 希望業種の履行に際して、許可、免許又は登録が必要な業種は、それらを受けている場合のみ申請できますので、名称を記入し、それを証明する書類の写しを添付してください。

## 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、宇佐市が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が宇佐市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

宇佐市長 宛て

所在地 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日(男・女)

※ 宇佐市では、宇佐市暴力団排除条例及び宇佐市入札・契約に係る暴力団等排除措置要綱に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約を求めています。



年 月 日

## 誓 約 書

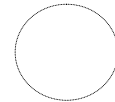
宇佐市長

あて

住 所 宇佐市

氏 名

申請印・使用印



私は、 年度宇佐市小規模修繕契約希望者登録の申請に当たって、下記に掲げる者に該当しないことを誓約します。

### 記

- 1 成年被後見人
- 2 被保佐人
- 3 契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人
- 4 営業を行うことについて法定代理人の許可を得ていない未成年者
- 5 破産者で復権を得ない者

小規模修繕契約希望者登録継続申請書

年 月 日

宇佐市長

宛て

住 所

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代 表 者

印

（ 電話番号 — — ）

年度における宇佐市小規模修繕契約希望者登録を引き続き受けたいので、下記書類を添えて申請します。

記

添付書類

市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書（様式第7号）

《注 意》

この申請書は、年度小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されている者が年度において、引き続き小規模修繕契約業務に参加しようとする場合にあっては必ず提出すること。

なお、この申請書及び添付書類が提出されない場合にあっては、登録の取消しをすることがあります。

小規模修繕契約希望者登録名簿

[illegible]

様式第 6 号（第 9 条関係）

宇佐市小規模修繕契約希望者登録変更・廃止届

年 月 日

（あて先）宇 佐 市 長

住 所 宇佐市

商号又は名称

代表者職氏名

印

小規模修繕契約希望者登録事項に変更・廃止があったので、宇佐市小規模修繕契約希望者登録要綱第 9 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

|       |  |
|-------|--|
| 変 更 前 |  |
| 変 更 後 |  |

3 廃止年月日 年 月 日

## 様式第7号 (第3条関係)

## 市税並びに上水道料金、下水道使用料等納付状況調査同意書

宇佐市長 様

競争入札参加資格審査のため、下記の納付状況について宇佐市が調査することに同意します。

調査の結果、滞納がある場合には、競争入札参加資格申請を承認しないこと及び資格の取消しとなることについて異議ありません。

## 1. 調査に同意する使用料等

- (1) 市税（法人市民税、個人住民税（個人事業主の場合）、軽自動車税、固定資産税）
- (2) 上水道料金
- (3) 簡易水道料金
- (4) 下水道使用料
- (5) 農業集落排水使用料
- (6) 特定環境保全公共下水道使用料

2. 調査基準日 (市税) : 令和 年 月 日  
(使用料等) : 令和 年 月 日

3. 使用目的 入札参加資格審査申請のため

令和      年      月      日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

※市内業者及び市内に営業所等を有している業者は必ず提出してください。

※市税については調査時点で収納消込中であれば前期分までの納付状況を確認します。